

# 理容所の施設基準・衛生措置基準等について

## 1 理容所面積(待合場所を除く)

【福岡市理容師法施行条例第3条】

- ・理容所の床面積は、 $6\text{m}^2$ 以上とすること。
- ・理容所に置くことができる理容用椅子の数は、理容所の床面積が $6\text{m}^2$ の場合にあっては1脚とし、その床面積が $6\text{m}^2$ を超える場合にあってはその超える部分の床面積 $4\text{m}^2$ につき1脚を加算した数とする。

椅子の数(脚)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
必要最小面積( $\text{m}^2$ )	6	10	14	18	22	26	30	34	38

注：面積は内法により算定された有効面積

## 2 理容所の構造設備基準

【理容師法第12条、理容師法施行規則第26-27条、市条例第3条】

区分	規定
区画	・理容所は、外部、住居及び理容所以外の施設と隔壁等により区分すること。
床及び腰板	・床及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
洗場	・洗場は、流水式装置とすること。
洗髪設備	・理容所に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髪に係る施術を行わない場合その他公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない（顔そり専門店等）。
消毒設備	・消毒設備を設けること。
採光及び照明	・理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
換気	・理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を $5\text{cm}^3$ (5,000ppm)以下に保つこと。
保管収納	・薬品、化粧品等を適切に保管するための適当な棚、容器等を備えること。 ・皮膚に接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な棚、容器等を備えること。
ごみ箱	・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
移動理容所	・自動車に設備を設けて理容の業を行う理容所にあっては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。

## 3 理容を行う場合の衛生措置基準

【法第9条、施行規則第24条、市条例第2条】

- ・皮ふに接する布片及び器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接觸して用いられる器具）は、これを清潔に保つこと。
- ・皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
- ・手指は、作業に着手する前に、客一人ごとに石けんで洗うこと。
- ・首巻き、枕当て等皮膚に接する紙製品を使用する場合は、客一人ごとに新しいものと取り替えること。
- ・毛そりに使用する石けんは、粉末又は液状のものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
- ・薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用し、適切に保管すること。
- ・理容所内には、犬、猫等の動物を入れないこと。ただし、身体障がい者補助犬法第2条第1項に規定する身体障がい者補助犬を除く。

## 4 管理理容師

【法第11条の4】

理容師である従業者の数が當時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（管理理容師）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

## 5 掲示・台帳

【市条例第5条、市細則第9条】

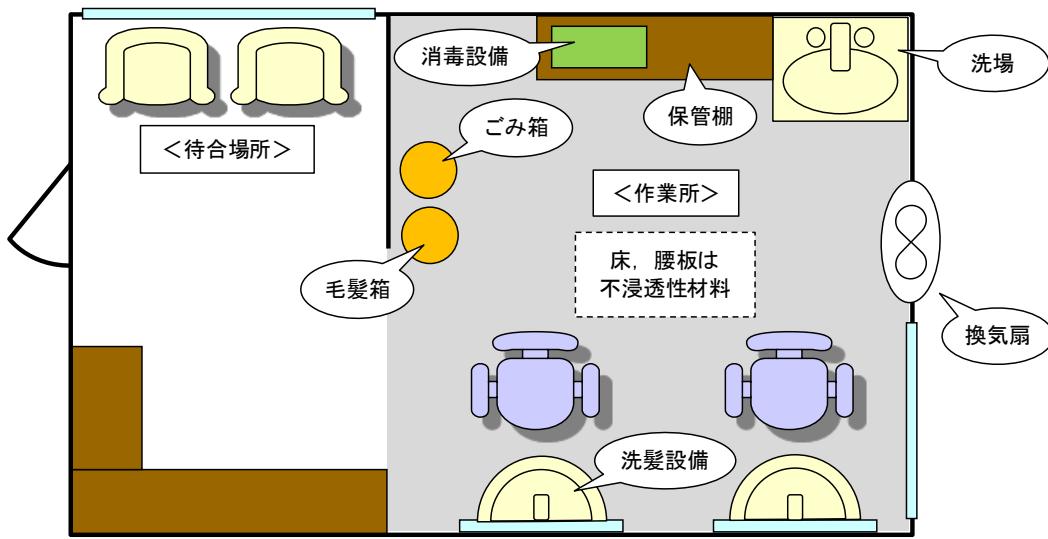
- 理容所の開設者は、規則で定める事項（理容所の名称・所在地・検査確認番号、理容師の氏名及び免許番号、管理理容師を置かなければならない理容所にあっては、その氏名及び講習会の修了番号）を、当該理容所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 理容所の開設者は、従業者台帳を備えなければならない。

## 6 皮膚に接する器具の消毒方法

【法第9条、規則第25条】

器具の種類	消毒方法（下記のいずれか）
かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるもの	<p>器具を十分に洗浄した後、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沸騰後2分間以上煮沸する。</li> <li>エタノール水溶液（エタノールが76.9～81.4%である水溶液をいう。以下同じ。）中に10分間以上浸す。</li> <li>次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。</li> </ul>
上欄以外の器具	<p>器具を十分に洗浄した後、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20分間以上85μW/cm<sup>2</sup>以上の紫外線を照射する。</li> <li>沸騰後2分間以上煮沸する。</li> <li>10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる。</li> <li>エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく。</li> <li>次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す。</li> <li>逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。</li> <li>グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す。</li> <li>両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。</li> </ul>

<施設平面図（例）>



各区保健福祉センター衛生課 環境係 連絡先

東区	TEL:092-645-1112	FAX:092-645-1114	城南区	TEL:092-831-4219	FAX:092-843-2662
博多区	TEL:092-419-1125	FAX:092-434-0007	早良区	TEL:092-851-6602	FAX:092-822-5733
中央区	TEL:092-761-7351	FAX:092-761-8280	西区	TEL:092-895-7094	FAX:092-891-9894
南区	TEL:092-559-5161	FAX:092-559-5159			

平成26年4月1日作成